

改悪提案押し返し 7月昇給による夏のボーナス減額分の支給を実現 病院支部に加入して労働条件の改善を実現しよう！



皆さん、あけましておめでとうございます。病院支部は昨年末から新法人の労働条件について解明要求を積み重ねて重要な改善を実現させました。

新法人では7月昇給が予定されています。そのため本来4月昇給ならば、夏のボーナスに反映される4月から6月まで3か月分の昇給が反映されません。支部はこれを問題であるとして解明要求した結果、

「都から設立時に新法人に移行する職員について、経過措置期間（32年7月の昇給まで）においては」「新法人給料表における号級に1号加算する」「7月に新法人の昇給数が決定した後、影響差額を計算し、支給する。」と回答しました。10年間の経過措置とはいえ重大な改善です。

一方で、退職金については「都と同様の制度を予定」「制度の委細については、引き続き検討」となっています。3交代でのタクシー代の全額支給については、「これまでのタクシー料金の改定の経緯や、近年の鉄道会社の終電繰上げの状況は認識している」としながらも「引き続き検討」としています。（回答全文は支部HPで読めます）

支部は今後も解明要求を重ねて、早急に労働条件を明らかにさせるとともに、改善を実現する決意です。労働組合の力の源は組合員数です。まだ組合に加入していない方は、これを機会にぜひ病院支部に加入してください。独法化に伴う問題だけでなく、ただ働きやパワハラを改善するのも組合で交渉するのが一番の早道です。一人で悩まず組合に相談してください。

感染急拡大でも都立病院廃止条例提出？！

連続ツイッターデモ！ 2月1日、8日、15日 19時～21時

オミクロン株の感染が急拡大しています。それにもかかわらず、独法化を予定通りに進めようとする都は、2月都議会に都立病院廃止条例を出そうとしています。このタイミングでの都立・公社病院独法化に対して独法化反対の世論は急速に高まっています。ここで広く都民の皆さんに呼びかけてオミクロン禍での独法化をSTOPさせましょう！

都立公社病院の独法化ではなくコロナ医療の充実をもとめます



発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗りります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

看護師のしぶ子さんで検索